

犬山市議会第81号議案

犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年11月28日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説明)

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、条例の一部を改正するため必要があるからである。

犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」を「保育士（愛知県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は愛知県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」に改める。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
(職員) 第10条 略 2 略 3 略 (1) <u>保育士（愛知県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は愛知県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）の資格を有する者</u> (2)～(10) 略 4及び5 略 (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(職員) 第10条 略 2 略 3 略 (1) <u>保育士の資格を有する者</u> (2)～(10) 略 4及び5 略 (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。